

事務 事業名	コード1	39600	文化財保護事務費	課	生涯学習課	
	コード2				文化振興班	
政策 体系			☐ 主要事業	電話番号	55-5728	内線
	基本方針	4		予算	会計	
	施策	7		科目	一般会計	
	施策の展開	3		根拠 法令	文化財保護法	
		256	文化財保存・継承団体助成	款	10	項 4
				目		1

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☐ 平成 年度～ ☒ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全休像を記述→	・開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査、整理及び報告書作成 ・市所管の文化財の維持管理(くん蒸、建物賃貸等) ・指定文化財周知のための看板設置 ・指定文化財の修理、復旧、維持管理及び後継者育成のための助成 【業務の流れ】 埋蔵文化財:開発前に遺跡範囲内外の確認。遺跡内の場合、届出手続。発掘調査の是非を判断。調査後整理、報告書作成。 文化財維持管理:建物賃貸借契約。くん蒸契約(作業 4回/年) 看板設置:原稿作成後発注(作業 6件程度/年) 補助事業:例年実施分(継続事業)、個別対応分(前年度に要望、精査、予算化)

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1. 賃金	1,108 作業員賃金
2. 借上料	602 重機借上、建物賃貸借、施設借上
3. 看板設置工事費	147 文化財説明看板
4. 負担金補助及び交付金	289 負担金、補助金
5. その他	480 報酬、手数料、需用費、委託料等
※H23→H24 本発掘調査により賃金増、式年御神幸なしにより補助金減。	
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
埋蔵文化財:事務54件×4h, 試掘17件×7h, 発掘84日×7h, 小計869h くん蒸、建物賃貸借:事務2件×3h, 小計6h 看板設置:原稿7件×28h, 小計196h 補助:事務12件×7h, 小計84h 合計1155h	

事業費 費目内訳	1. 賃金	千円	285	58	1,108	383
	2. 借上料	千円	189	208	602	563
	3. 看板設置工事費	千円	249	236	147	189
	4. 負担金補助及び交付金	千円	2,181	1,393	289	963
	5. その他	千円	391	235	480	906
	事業費計(A)	千円	3,295	2,130	2,626	3,004
人件費	うち一般財源	千円	3,295	2,087	1,758	2,141
	正規職員従事人数	人	0.36	0.38	0.57	0.32
	延べ業務時間	時間	726	774	1,155	641
	人件費計(B)	千円	2,759	2,941	4,389	2,436
トータルコスト(A)+(B)		千円	6,054	5,071	7,015	5,440

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) ・遺跡の発掘調査 ・文化財のくん蒸 ・説明看板設置 ・文化財修理、復旧、維持管理等助成 25年度計画(25年度に計画している主な活動) ・説明看板設置 ・文化財修理、復旧、維持管理等助成	ア 土木工事届出・通知件数	件	23	16	20	-
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	イ 看板設置件数	件	6	7	7	6
	文化財	ウ 発掘調査件数	件	2	2	7	2
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑥ 対象指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	適正に保護・保存及び継承される。	ア 市指定文化財の数	件	114	114	114	114
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 市内に存在する文化的価値のあるもの (周知の埋蔵文化財の包蔵地)	箇所	456	456	456	456
	市民が地域への愛着を深める。 伝統文化が次世代に継承される。	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		適正に保護・保存されている市指定文化財の数	件	114	114	114	114
		イ 発掘調査の結果現物保存された文化財の数	件	1	1	3	2
		⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		ア					
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か? どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
昭和25年制定の文化財保護法に準拠	埋蔵文化財:事業者からの要望増により、平成24年度から文化庁通達事項(平成10年度)、近隣市の実施状況を考慮し、庁内協議により確認調査は公費で実施。整理作業場所の確保が困難。 補助事業:不況により所有者・管理者の維持負担が困難。保存処理の必要性があるものが目立つ。	補助事業、埋蔵文化財調査とも公費を求める要望が多い。

事務事業名	文化財保護事務費	課名	生涯学習課	班名	文化振興班
-------	----------	----	-------	----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 文化財は地域がつかってきたものであり、市の特徴を象徴あるいは代表するものである。文化財を適正に保護していくことで、地域固有の歴史・伝統が守られ、市民の地域への愛着が深まることにつながる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 指定文化財及び周知の埋蔵文化財を対象にしている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 将来にわたって保存していく文化財は公共性が高く、文化財保護法第3条には地方公共団体の任務が明文される。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 文化財は将来にわたって維持する必要があることを念頭に、法律、条例にのっとり、公平、適正に対応している。対応に不明な点がある場合は、近隣市町に問い合わせている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 埋蔵文化財は、国、県の補助事業があり、事業者の工事進捗を考慮し、主に協議期間の短い国庫事業で対応している。個人住宅以外の本調査については、発生対応が可能な県費事業の対応も可能である。整理作業場所が確保できれば報告書作成の計画が立てやすい。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(大原幽学記念館活動費) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 既に文化財の性格に応じて連携・分担している。(統廃合はできない)
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 屋外でのさまざまな環境を考慮すると作業員賃金が安く、検討課題である。現状では、必要最小限の経費を計上しており、削減は困難である。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 複数配置されていないので、削減余地がない。発掘が発生した場合、他の業務を兼務することになるので負担増となる。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 埋蔵：開発により保存に影響のある遺跡を対象にしている。 助成：指定文化財を対象にしている。 いずれも文化財保護法に沿って対応している。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	市民の文化的財産である文化財を適切に維持・管理して、市民に郷土の歴史や文化財に親しんでもらうと共に、後世に保存継承していく役割がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☒ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業：) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化			(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
			削減	維持	増加																			
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？ ①埋蔵文化財報告書作成のための環境確保の検討																								
(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ①全庁的施設のあり方で調整、解決を図る。																								